

## 第3章 分野別施策の推進

### 1 女性の人権

#### (1) 現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の重要課題として位置づけ、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、女性への暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為<sup>※</sup>等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の整備を推進しています。

本市では、平成8(1996)年の女性問題担当窓口の設置を皮切りに、女性政策や男女共同参画の推進に取り組んできました。平成17(2005)年3月には「守谷市男女共同参画推進計画」の策定、平成21(2009)年3月に「守谷市男女共同参画推進条例」を制定及び「守谷市男女共同参画都市」を宣言、平成22(2010)年3月には「守谷市男女共同参画推進計画(後期実施計画)」の策定、8月に「守谷市男女共同参画推進ネットワーク」が設置され、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、人々の意識や行動、社会的な慣行の中には、いまだに女性に対する差別的な取扱いや、女性の主体的な生き方を阻む固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、職場における賃金格差、妊娠・出産時の女性の不利益な取扱い、性別による不平等もぬぐえません。「女子差別撤廃条約<sup>※</sup>」や「男女雇用機会均等法」をはじめとした、女性の人権に関する法律の周知と、それに基づく社会制度の整備が課題となっています。

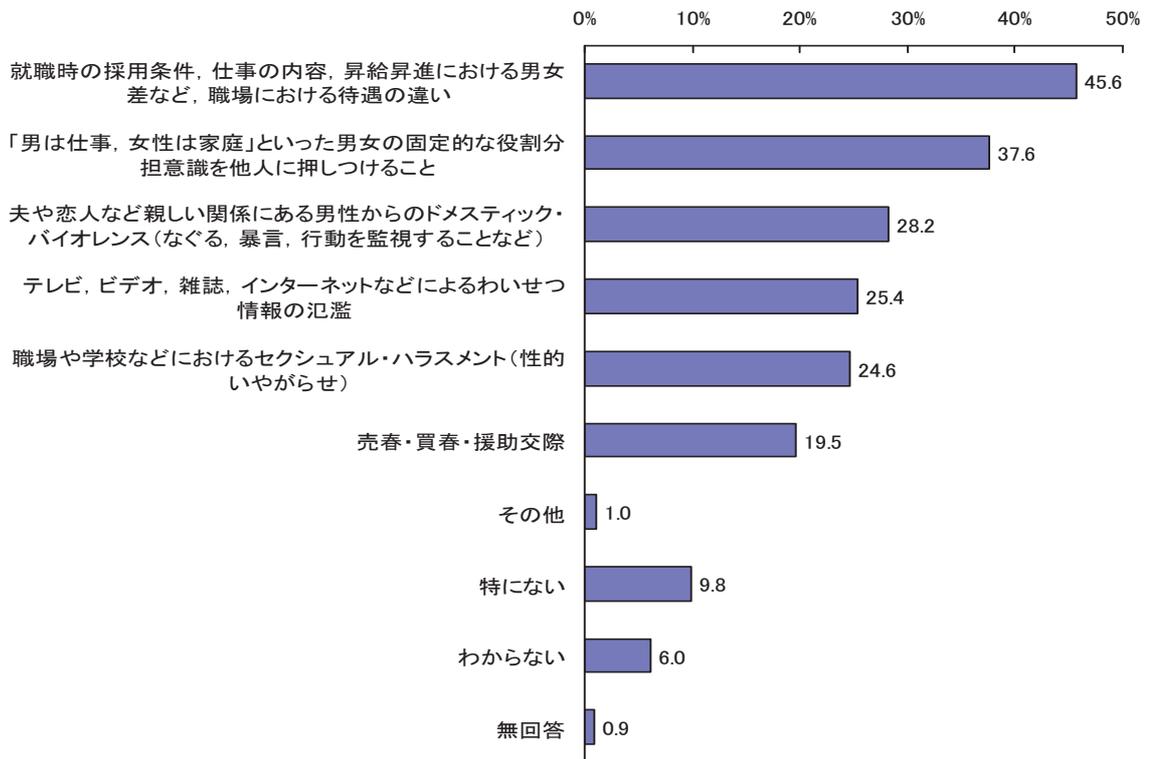
また、セクシュアル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス<sup>※</sup>)、性暴力など、女性の人権を著しく侵害する事例が発生しており、女性に対する相談支援体制の整備・充実が必要とされています。

人権に関する意識調査から、女性の人権について特に問題があると思われることについて、①就職時の採用条件、仕事の内容、昇給など待遇に関する問題、②男女固定的役割分担意識、③セクハラ、DVなどの問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問6)。

また、必要な対策としては、仕事と育児・介護の両立に関する環境整備と相談支援体制及び男女平等に関する教育の充実が望まれている結果となりました(次頁設問7)。

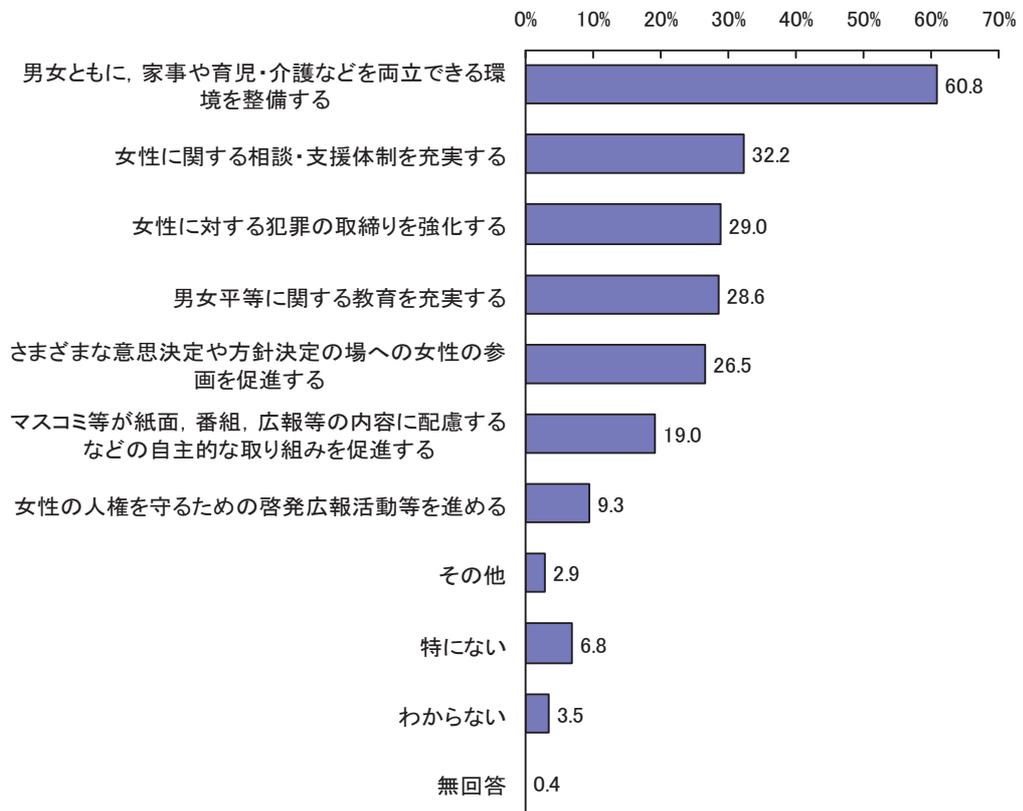
図－２０ 市民設問６ 女性に関する人権上の問題

n=763



図－２１ 市民設問７ 女性の人権を守るために必要な対策

n=763



## (2) 施策の基本的方向

### ア 男女共同参画を推進するための意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻害している大きな要因は、長い時間をかけてつくられた社会制度や慣行、性別による固定的な役割分担意識です。

そこで、広く市民に対し、男女共同参画の視点から意識や慣行の見直しをするために、広報紙、インターネットなど多様な広報媒体を活用したり、講演会やフォーラムを開催するなど様々な啓発活動を通じて、男女共同参画を推進するための意識づくりに努めます。

### イ 女性に対する暴力の防止

男女がお互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会を実現するための基本となるものです。しかし、配偶者・パートナーからのDVやセクシュアル・ハラスメントなどの権利侵害は様々なところに存在しています。

そのため、様々な機会を捉えて女性への暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関等への情報提供を行い、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組に努めます。

また、女性の様々な悩みや不安の解消を図るため、人権相談や女性問題に関する相談などの各種相談業務の充実にも努めます。

### ウ 地域活動における男女共同参画の促進

豊かで充実した生活を送るためには、男女がともに協力しながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

そこで、多くの市民が性別や年齢にかかわらず、福祉、防災、防犯、環境などの地域活動に参加・参画し、住みよい地域づくりを進めていくため、地域活動における男女共同参画の促進に努めます。

### エ 男女が働きやすい環境づくりの推進

男女雇用機会均等法など法的な整備が進み、職場における制度上の性差別については改善されてきましたが、雇用条件や就業環境などで、男女格差が解消されていない状況があります。

そのため、県や関係機関と連携を図り、講習会などに関する情報提供を行うとともに、企業等に対する、法令・各種制度等の広報・啓発活動を通じて、男女が働きやすい環境づくりの推進に努めます。

## 2 子どもの人権

### (1) 現状と課題

国では、平成6(1994)年に、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権を保護することを目的として、「子どもの権利条約<sup>\*</sup>」を批准しました。その後、平成11(1999)年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、続いて平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行される等、子どもの人権を擁護するための法律や制度の整備が進められてきました。

近年、少子化や核家族化が進む中であって、地域における人間関係の希薄化、子どもたちの遊び方の変化やインターネット・携帯電話の普及など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、また、児童虐待や家庭内暴力から、非行、いじめや体罰、校内暴力、不登校、薬物乱用、援助交際や児童ポルノまで、様々な人権問題が発生し、これらの問題を解決するための教育環境の整備、いじめや不登校をなくす手立て、児童虐待の防止等が大きな課題となっています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「守谷市次世代育成支援対策行動計画:のびゆく守谷子ども未来プラン」を平成17(2005)年に策定し、家庭、学校、地域、職場、関係機関、行政等が連携し、社会全体で子どもが健やかに成長できる環境をつくる取組を推進してきました。

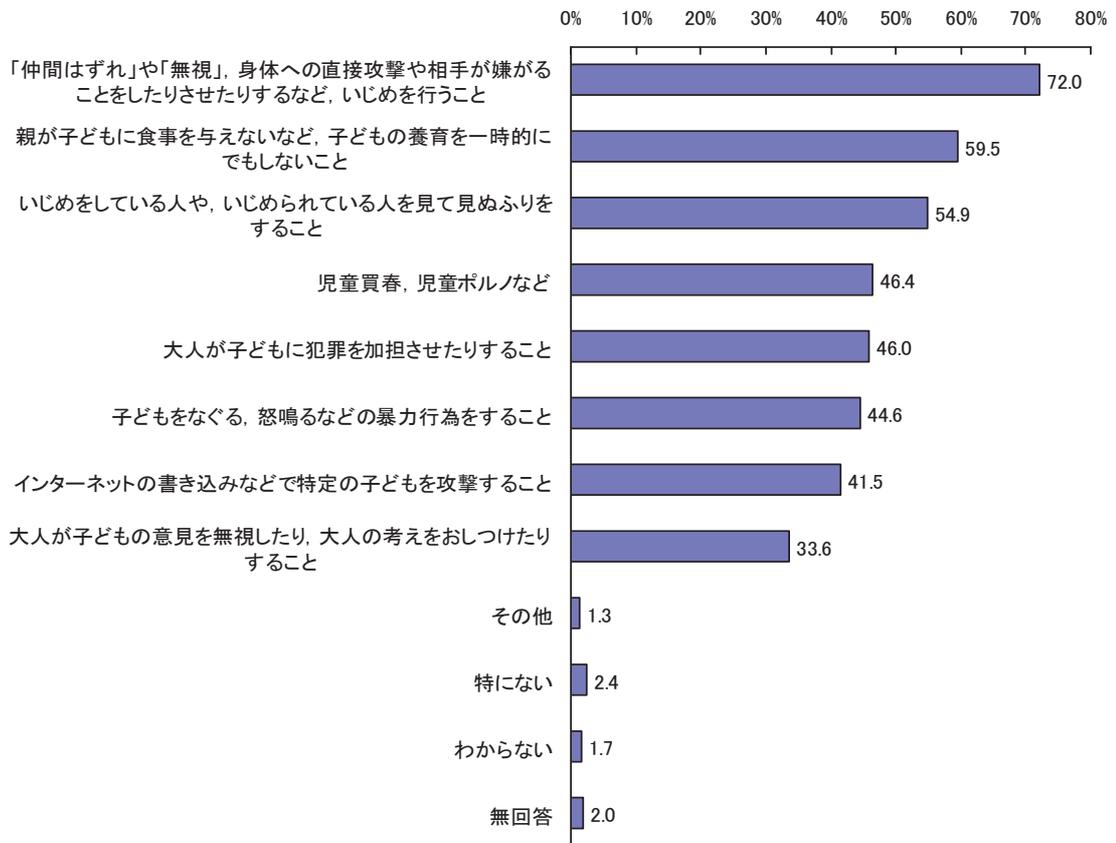
子どもは社会を構成する一員であるとの認識に立って、子どもの権利が保障され、また尊重されるよう、家庭、学校、地域、職場、関係機関、行政等が連携した支援体制を充実させていくことが重要となっています。

人権に関する意識調査から、子どもの人権について特に問題があると思われることについて、①「仲間はずれ」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたりさせたりするなど、いじめを行うこと、②親が子どもに食事を与えないなど、子どもの養育を一時的にでもしないこと、③いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをするなどの問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問8)。

また、必要な対策としては、子どもに他人への思いやりと命の大切さを教える、また、子どもに善悪の判断ができるように教えるため、教師と家庭の教育力を高めることが望まれている結果となりました(次頁設問9)。

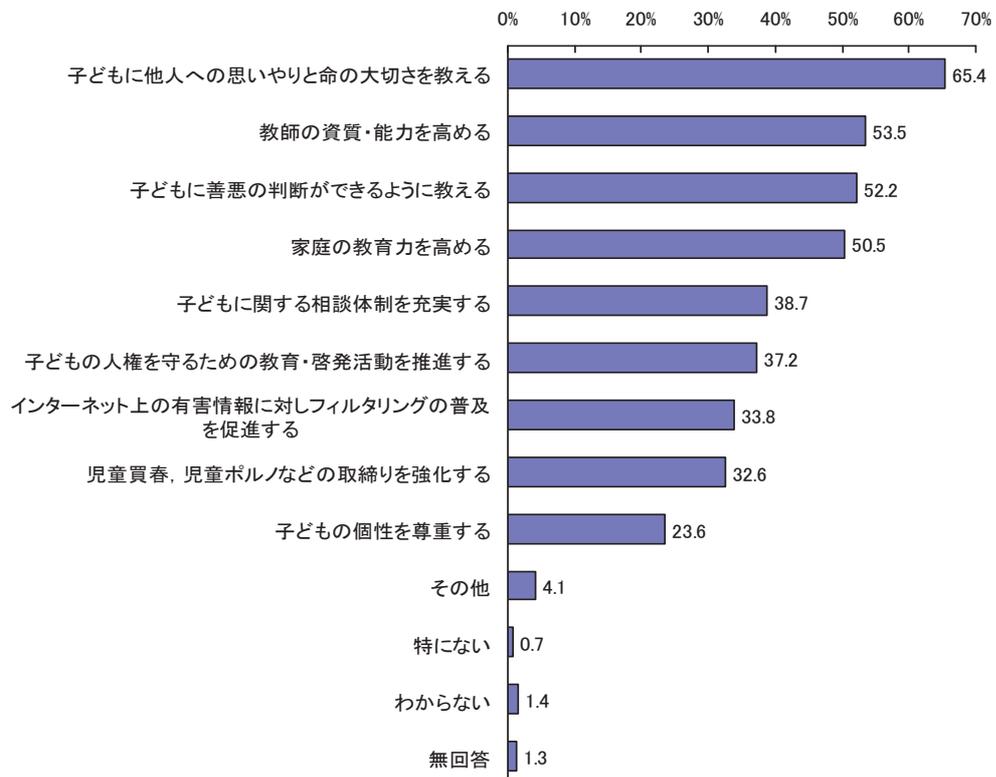
図一 2 2 市民設問 8 子どもに関する人権上の問題

n=763



図一 2 3 市民設問 9 子どもの人権を守るために必要な対策

n=763



## (2) 施策の基本的方向

### ア 健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもが豊かな自然とふれあいながら、心身とも健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させていきます。また、家庭や学校、地域社会との十分な連携の下で、人としての生き方や道徳、社会のルールを身に付け、様々な体験を通じて家庭や地域の教育力の向上を図ります。

### イ 子どもの権利が尊重される環境づくり

子どもの健全な成長・発達と学習権の保障を基盤とし、子どもたちが差別や権利侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されることが重要です。学校においては、教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの人格を認め、人権についての理解を深めるとともに人権感覚を養い、人権を意識した行動ができるよう、人権教育の一層の推進を図ります。

### ウ いじめや不登校等に関する取組

いじめや不登校等の問題は子どもの人権に関わる重大なものであり、発生の予防に向け積極的に取り組む必要があります。子どもにとっての学校は、勉強の場や社会生活の経験の場であり、一人ひとりの人格が認められる場でなくてはなりません。これらの点を踏まえ、学校においては、家庭や地域、関係機関と連携をしながら、子どもたちの生きる力を育み、一人ひとりの自己有用感を高め、生き生きと活動できる学校づくりに努めます。

### エ 児童虐待の防止

児童虐待に関する相談、指導の充実を図ります。

守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の関係機関と協力して、虐待を受けている児童や要支援家庭を早期に発見して適切な支援を行います。

### 3 高齢者の人権

#### (1) 現状と課題

我が国の高齢者人口は、年々増加の一途をたどり、平成 23 年 10 月 1 日現在の高齢化率(全人口に占める 65 歳以上の人口割合)は 23.3%となっており、総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、平成 25 (2013) 年には、高齢化率が 25.1%で 4 人に 1 人となり、平成 47 (2035) 年には 33.4%で 3 人に 1 人となると推計されています。

本市の高齢者は、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日現在、9,794 人で、高齢化率は 15.6%となっており、今後も高齢者は増加することが予想されます。特にひとり暮らしの高齢者が増加しており、80 歳以上のひとり暮らしの方は 27%に達しています。

また、家族と同居していても、日中一人になる高齢者が 76.3%いることから、独居者及び日中独居者の生活支援が必要になる可能性があります。さらに、高齢化とともに認知症高齢者も増加することが見込まれ、地域住民の認知症についての理解と支援も必要になります。

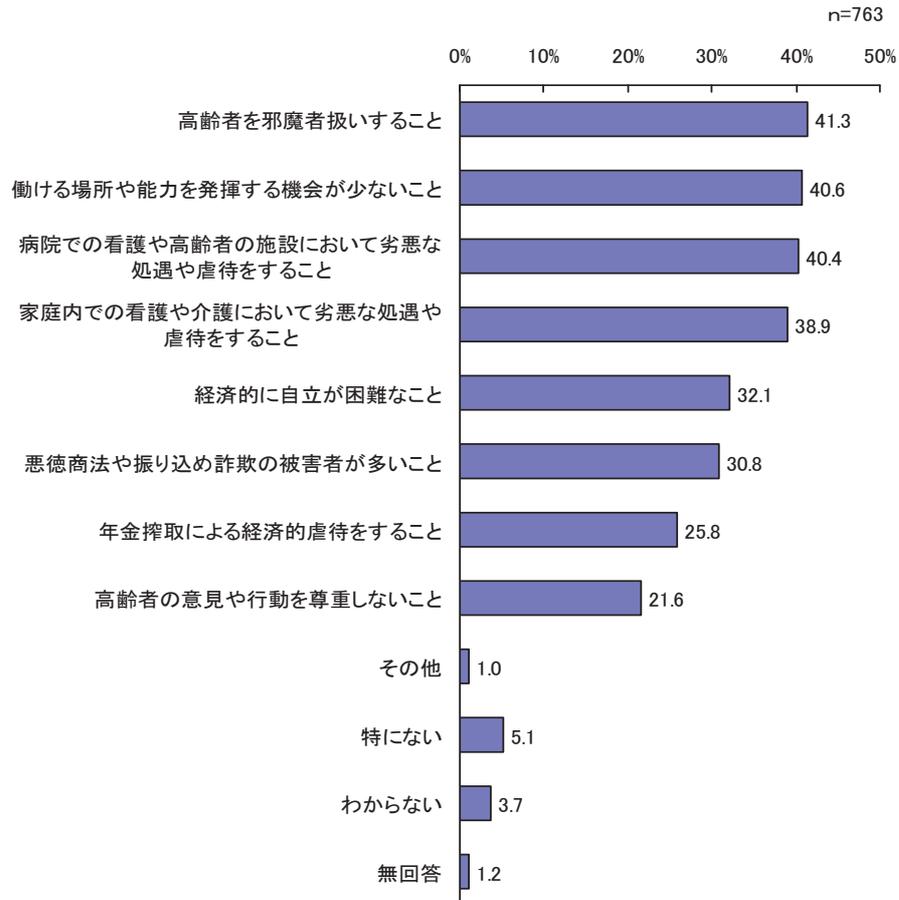
介護を要する高齢者は、平成 26 年には約 1,400 人と推計され、地域や家族との繋がりが弱く、地域住民とのネットワークを持たない高齢者が要介護状態になった場合の支援が課題となります。高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができること、介護が必要な状態になっても地域で生活続けることができるような高齢社会に向けて、長期的な視点による施策を検討する必要があります。

高齢者数の増加に伴い、高齢者への虐待数も増加しています。守谷市では、高齢者への虐待解決のために弁護士や臨床心理士を交えたネットワークミーティングを開催しています。虐待はほとんど家庭内で発生しており、虐待を防止するには、市民に普及啓発を行い、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めていくことが必要です。

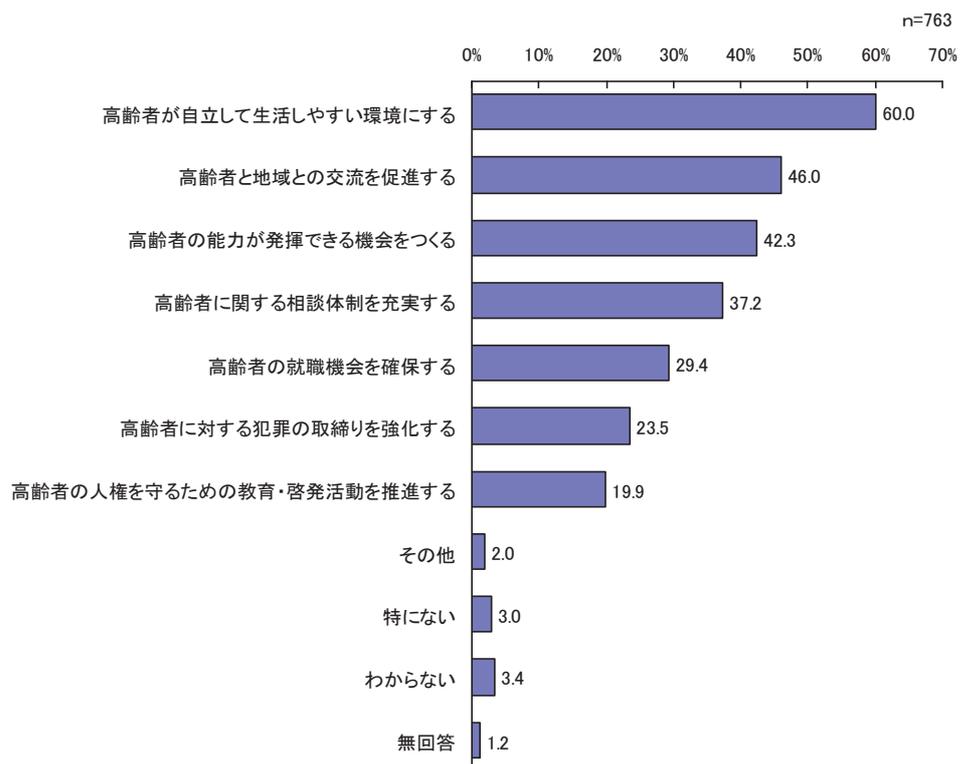
人権に関する意識調査から、高齢者の人権について特に問題があると思われることについて①高齢者を邪魔者扱いすること、②働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、③病院での看護や高齢者の施設において劣悪な処遇や虐待等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問 10)。

また、必要な対策としては、高齢者が自立して生活しやすい環境の整備や能力が発揮できる機会の提供、高齢者と地域との交流が望まれる結果となりました(次頁設問 11)。

図一 2 4 市民設問 1 0 高齢者に関する人権上の問題



図一 2 5 市民設問 1 1 高齢者の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 虐待の早期発見・対応

高齢者への虐待は、その潜在性から発見されにくく、対応が非常に困難です。虐待を予防するのはもちろんのこと、高齢者への虐待を少しでも早く発見し、迅速に対応することが重要です。そのため、高齢者への虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応、養護者への支援を推進します。

高齢者への虐待には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、「心理的虐待」などがありますが、近年、社会経済の悪化に伴い、親族が本人の承諾なしに年金や貯金を引き出したりする「経済的虐待」が見受けられるようになってきています。虐待の対応には早期発見が不可欠になることから、地域包括支援ネットワーク<sup>\*</sup>を構築し対応します。

### イ 権利擁護事業の推進

認知症等により、判断能力が不十分な高齢者に対し、日常生活上の契約や財産管理等の権利擁護を行うために、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め、地域包括支援センター<sup>\*</sup>を中心とした相談体制を強化し、高齢者の権利擁護事業を推進します。

また、消費者被害については消費生活センターと連携して支援します。

### ウ 地域での相談・支援体制の推進

高齢者が住みなれた地域で安心して生活するためには、その地域全体で連携のとれた支援をすることが重要です。そのため、地域包括支援センターが中心となり地域内の市民・団体・企業・医療機関・介護サービス事業者等との連携を強化し、地域包括支援ネットワークの構築を推進するとともに、市内の在宅介護支援センターに相談窓口を設置します。

地域内の社会資源は日常生活圏域<sup>\*</sup>ごとで異なり、問題も異なります。それぞれの問題については、日常生活圏域ごとに対応します。

また、増加する可能性のある認知症高齢者に対しても充実した地域支援ができるよう、認知症サポーター<sup>\*</sup>や認知症ケア専門士<sup>\*</sup>、認知症専門医<sup>\*</sup>等と連携していくとともに、認知症ケアの普及に努めます。

## 4 障がい者の人権

### (1) 現状と課題

国の障がい者施策は、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年」を昭和 56（1981）年に、また、これに続く「国連・障害者の 10 年」〔昭和 58（1983）年から平成 4（1992）年〕を契機として、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>や自立の理念に基づき、それまで保護・育成の対象とされてきた障がい者を、障がいのない人と同様に地域で生活し、働き、活動することを推進する方向に重点を移してきました。

この「完全参加と平等」では、日常生活だけでなく、社会活動に障がい者の参加が促進され、また障がい者が社会を構成する一員として過ごすことができる社会を実現することを目標としています。

その後、国では、平成 5（1993）年に「障害者対策に関する新長期計画」を、平成 7（1995）年に「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 年戦略」が策定されたことに基づき、「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障がい者施策を進めてきました。

本市においては、「守谷市障害福祉計画（後期計画）」を平成 21（2009）年に策定し、「すべての人が自分らしく生きることができるまち」を基本理念に掲げ、障がい者が地域との繋がりを保ち、ふれあう中で、安心して自分らしい生き方ができるまちをめざして計画を推進してきました。

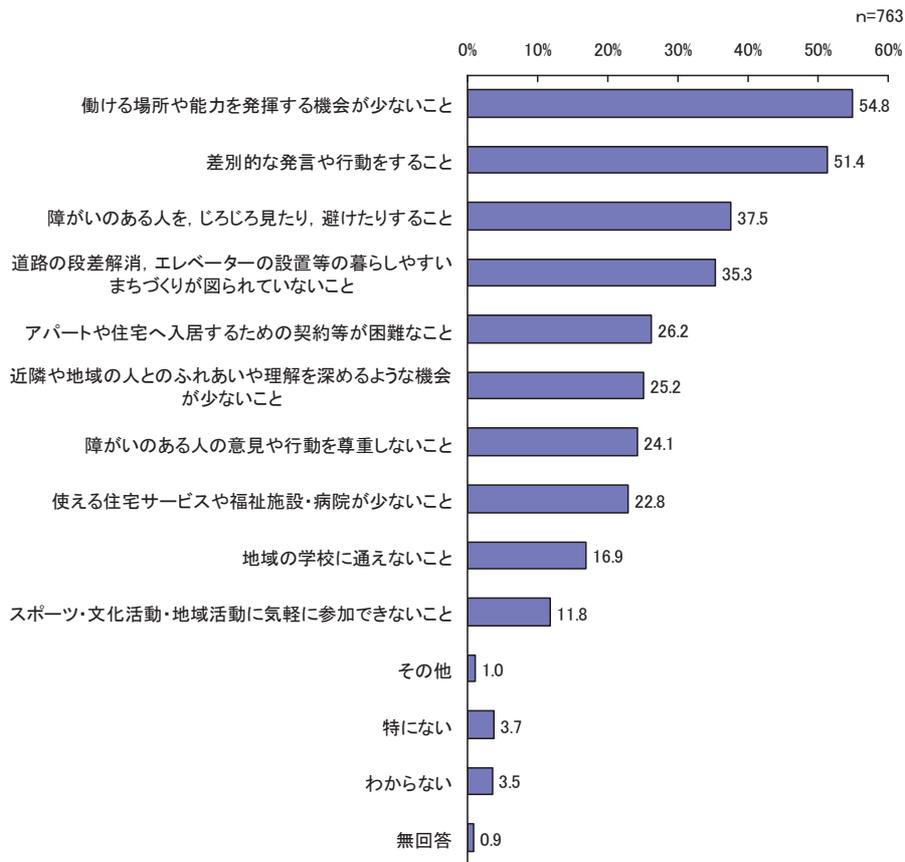
しかし、現実には、障がい者が車いすでの入店を拒否されたり、アパートへの入居を拒否される場合があるなど、障がい者に対する理解や配慮は、いまだ十分でなく、その結果として障がい者の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念は完全に実現されているとはいえない状態にあります。

今後は、地域に住む市民の間にノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障がいのある人の自立と社会参加を更に促進するために、各種の啓発活動に取り組むことが必要です。

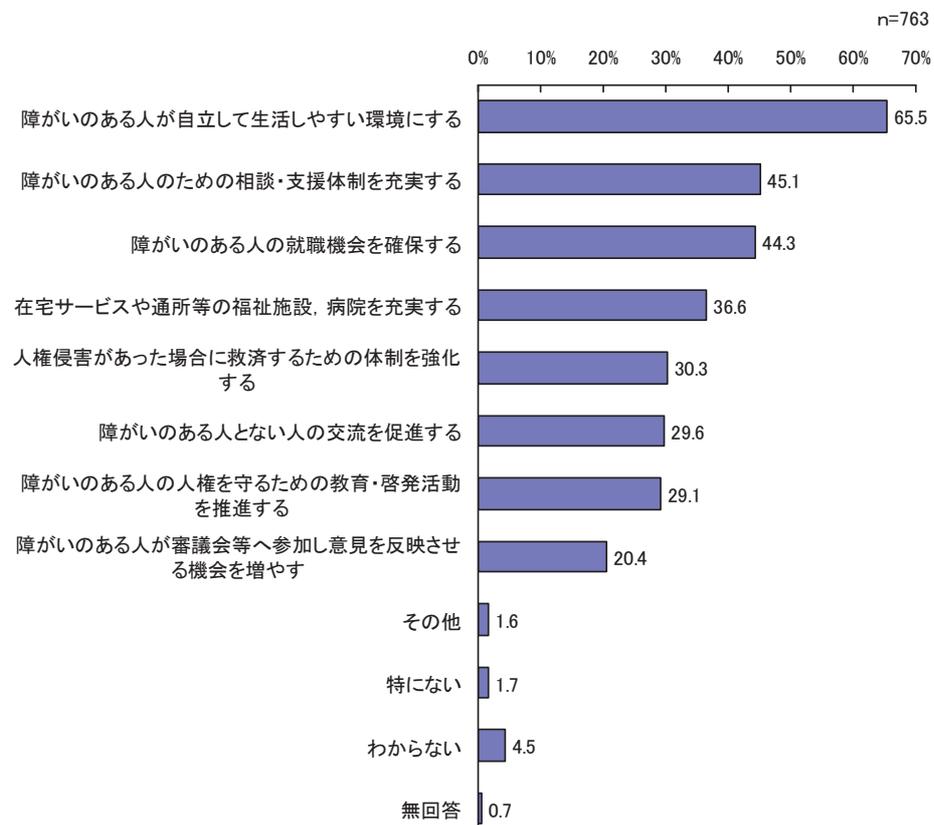
人権に関する意識調査から、障がい者の人権について特に問題があると思われることについて、①働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと、②差別的な発言や行動をすること、③障がいのある人を、じろじろ見たり、避けたりすることなどの問題があると感じている人が多いことが分かりました（次頁設問 12）。

また、必要な対策としては、自立して生活しやすい環境の整備や就職機会の確保、相談・支援体制の充実が望まれている結果となりました（次頁設問 13）。

図一 26 市民設問 12 障がい者に関する人権上の問題



図一 27 市民設問 13 障がい者の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 障がいのある人への理解促進と社会参加への支援

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域づくりの実現のために、すべての市民が「障がい」についての正しい理解をすることが大切です。そのため、心のバリアフリー<sup>\*</sup>を促進する観点から、障がいのある人と交流する機会を提供し、障がいのある児童に対しては、学校の行事などを通じて、積極的な交流を図ります。

また、企業・雇用者に対し「障がい」の特性についての理解、障がいのある人を雇用する不安などの悩みを解決するため、国の障害者試行雇用事業<sup>\*</sup>（トライアル雇用）の活用や障害者職業センターなどに所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）の受入れを促し、雇用拡大に結びつけられるよう支援します。

### イ 権利擁護と自己決定の尊重

障がい者の自立と共生の社会の実現には、障がい者が抱えている課題の理解と支援体制の充実が必要です。そのため、障がい者やその家族からの相談支援や必要な福祉サービスの情報提供を推進します。また、障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を促進します。

さらに、自らその居住する場所を選択し社会参加の充実を図れるよう、必要とする障がい福祉サービスの利用を支援します。

### ウ 生活環境ネットワークの形成

障がいのある人が地域で安心していきいきと暮らすためには、様々な社会資源を有効に活用することが必要不可欠です。そのため、守谷市地域自立支援協議会、守谷市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の支援、福祉活動、福祉サービスの基盤整備を促進します。

### エ 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加のためには、早期からの支援教育が大切です。そのため、保健センター、療育教室、幼稚園、保育園、小・中学校等が連携を積極的に図り、児童生徒への継続した支援が行われるような体制づくりを進めます。豊かな人間性の形成を支援し、周囲の人々が障がいのある児童生徒に対する理解と認識を深められるよう啓発を進めるとともに、小中学校においてインクルーシブ教育<sup>\*</sup>の積極的推進に努めます。

## オ 虐待の早期発見・対応

障がい者に対する虐待の防止，国などの責務，虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置，養護者に対する支援のための措置などを定めた「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

これにより，家庭や施設，職場などでの虐待防止や早期発見により，障がいのある人の人権を守るために，市町村や都道府県の部局又は施設に，障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」や「都道府県障がい者権利擁護センター」を設けることとなります。

障がい者に対する虐待の未然防止や虐待が発生した場合に適切な対応がとれるように，学校，警察，民生委員・児童委員などの関係機関と連携を図ります。

## 5 同和問題

### (1) 現状と課題

同和問題は、長い日本の歴史の中で形成されてきた身分階層構造<sup>※</sup>に基づく差別であり、日本国憲法の基本的人権に係わる「わが国固有の人権問題」です。

この同和問題は、日本社会の差別の中でも、最も歴史が長く、深刻な問題の一つといえます。近年でも、同和地区出身者に対しては、依然として差別意識や偏見が残っており、差別解消への取組を継続していくことが必要です。

同和問題は、昭和 40（1965）年の同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と指摘されています。このことを踏まえ、同和問題の早期解決を図るため、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」（同対法）の施行以来、3 度にわたり特別措置法が施行され、同和地区の生活環境の改善や住民の社会的経済的地位の向上のため、様々な対策がなされてきました。

平成 8（1996）年に国に出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」の基本認識の中では、「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。」と指摘されました。

また、平成 13（2001）年に県に出された「茨城県における今後の同和行政の在り方について（意見具申）」の基本的な考え方の中で、「就労・産業、教育・啓発など残された課題の解決を図っていく必要がある。」・「差別意識の解消をはじめ同和問題の残された様々な課題が解決されるよう、より一層の効果的な取組みが推進されることを切望するものである。」と指摘されています。

本市では、同和対策審議会答申が示す、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識のもとに、昭和 56 年に同和対策推進のための組織として、同和対策係を、また、昭和 61 年に同和対策室を設置し、国、県、関係機関等と連携し取り組んできました。同和問題の解決を行政の重要課題と位置づけ、特別対策により、生活環境の整備については改善されてきましたが、心理的差別の解消には、人権が尊重された社会の実現を目指し、偏見や差別をなくす人権教育及び人権啓発をより一層推進する必要があります。

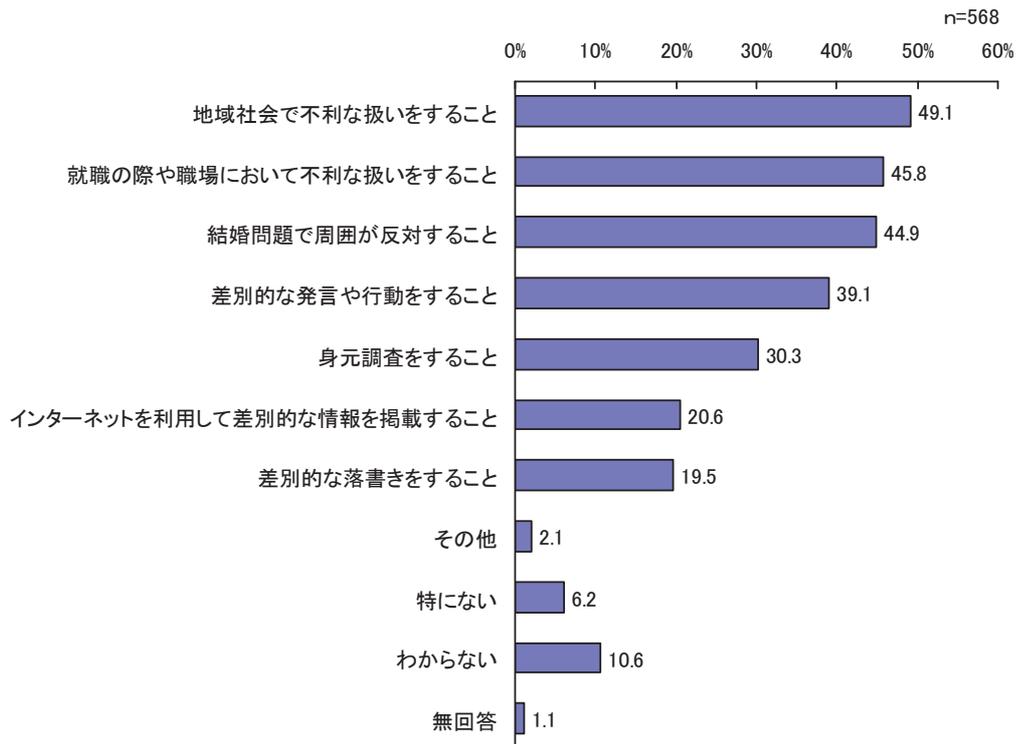
平成 14（2002）年 3 月に、特別措置法は失効しましたが、守谷市の同和

問題を主要な人権問題の一つとして位置づけすることとして、人権・同和対策室（現、人権推進室）が設置され、同和問題の歴史的背景への正しい理解を深める学習とともに、人々の意識の中に根強く存在する差別意識の解消と、地域住民の自立に向けたまちづくりの推進が同和問題を解決する上での大きな課題であるとして、取組を進めて行きます。

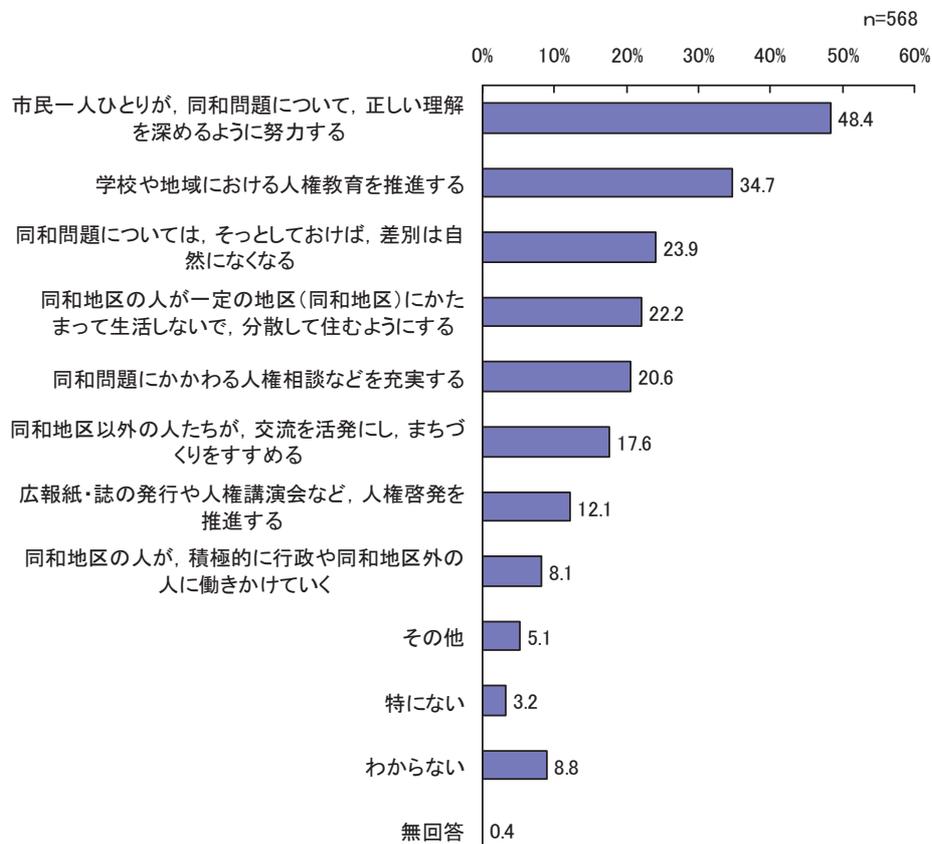
人権に関する意識調査から、同和問題について特に問題があると思われることについて、①地域社会で不利な扱いをすること、②就職の際や職場において不利な扱いをすること、③結婚問題で周囲が反対する等の問題があると感じている人が多いことが分かりました（次頁設問17）。

また、必要な対策としては、市民一人ひとりが、同和問題について、正しい理解を深めるように努力すること、学校や地域における人権教育を推進することが望まれている結果となりました（次頁設問18）。

図一 28 市民設問 17 同和問題に関する人権上の問題



図一 29 市民設問 18 同和問題を解決するために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果を踏まえながら、同和問題を主要な人権問題の一つとして取り組んでいきます。

市民一人ひとりが、同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会を実現するために、研修会や講演会等を通して効果的な教育・啓発に努めます。

学校教育及び社会教育においては、同和問題の解決に向けた取組を引き続き推進します。教職員の人権に関する理解と認識を高めるとともに、児童生徒の人権感覚を育成するため、研修内容をさらに工夫し実施してまいります。

### イ 就労、産業を支援するための取組

同和問題の解決を図るため、関係住民の自主的な努力を支援し、自立と自己実現を阻害している諸要因の解消に努めます。

就労については、本人の適正と能力に応じた雇用の促進、職業の安定を引き続き図っていく必要があるため、ハローワーク常総と連携を図り、就職に関する相談を支援してまいります。また、本市としても就労・産業対策に努めてまいります。

また、企業に対しては、公正な採用による就職の機会均等と人権問題についての正しい理解と認識が必要であることから、就職差別解消のための啓発を推進します。

### ウ 地域交流を促進するための取組

同和問題の解決のためには、広域的な地域の住民が、交流を図ることを通じて相互理解を促進し、その地域が一体となったコミュニティを形成することが有効です。

そこで、社会福祉施設である文化会館を中心として、広域的な地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に開かれたコミュニティセンターとしての役割が担えるよう、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行い、さらなる地域交流の促進に取り組んでまいります。

## 6 外国人の人権

### (1) 現状と課題

本格的な国際化社会を迎え、多くの外国人が同じ地域社会に住むようになりました。外国人市民も、地域社会を構成する大切な一員であり、国籍、民族の違いを超えて、全ての人がお互いに認めあう、多文化共生社会<sup>\*</sup>の実現が求められています。

国では、昭和54(1979)年に「国際人権規約」を、その後、平成8(1996)年には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約<sup>\*</sup>」を批准し、外国人の基本的な人権と自由を保障しています。

平成24(2012)年4月1日現在、本市の外国人登録者数は、740人で、全市民の1.18%となっています。国籍別登録者数は、多い順で中国、ブラジル、韓国、フィリピン、タイ、米国などとなっています。

また、本市の外国人市民は、日本人と結婚して住んでいる人や「特別永住」の資格を持つ韓国・朝鮮籍の人、働くために来日した日系人など、様々な立場の人がいます。

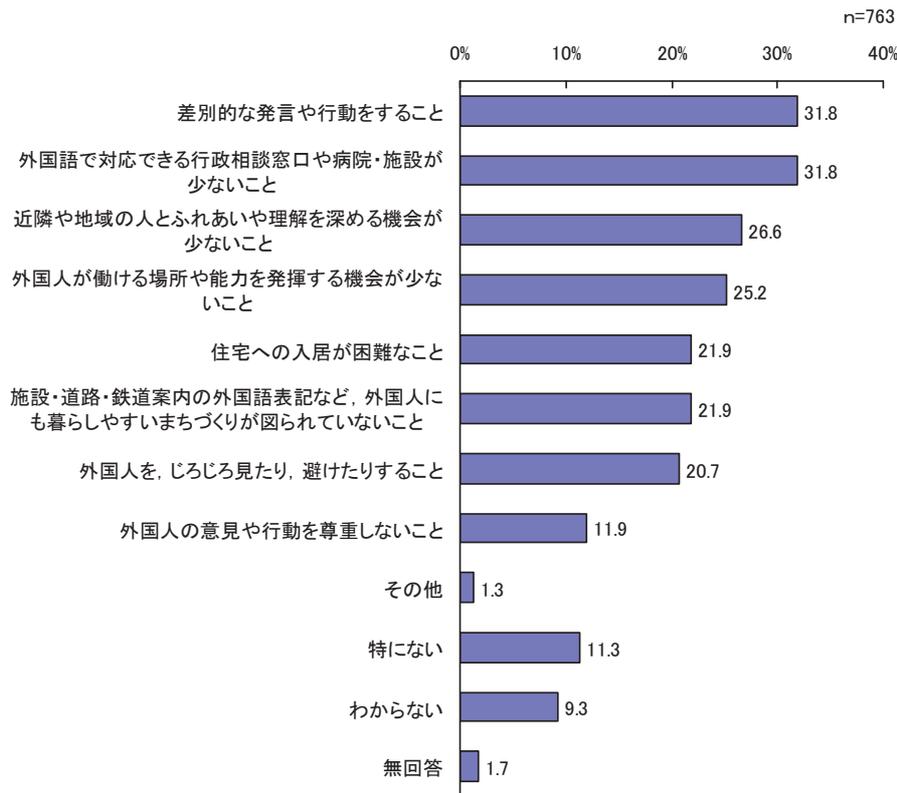
こうした状況において、言語、宗教、習慣等の違いから、円滑な意思疎通が図れず、社会生活上のルールが理解されないなど、日常生活でトラブルが生じることもあります。

外国人への偏見や差別意識を解消するため、人権教育や啓発、国際交流を推進するとともに、言葉の違いに関係なく、外国人市民が福祉サービスについての情報を十分に得ることができ、適切な相談・支援を受けられるよう、情報提供と相談・支援体制の充実を図ることが課題です。

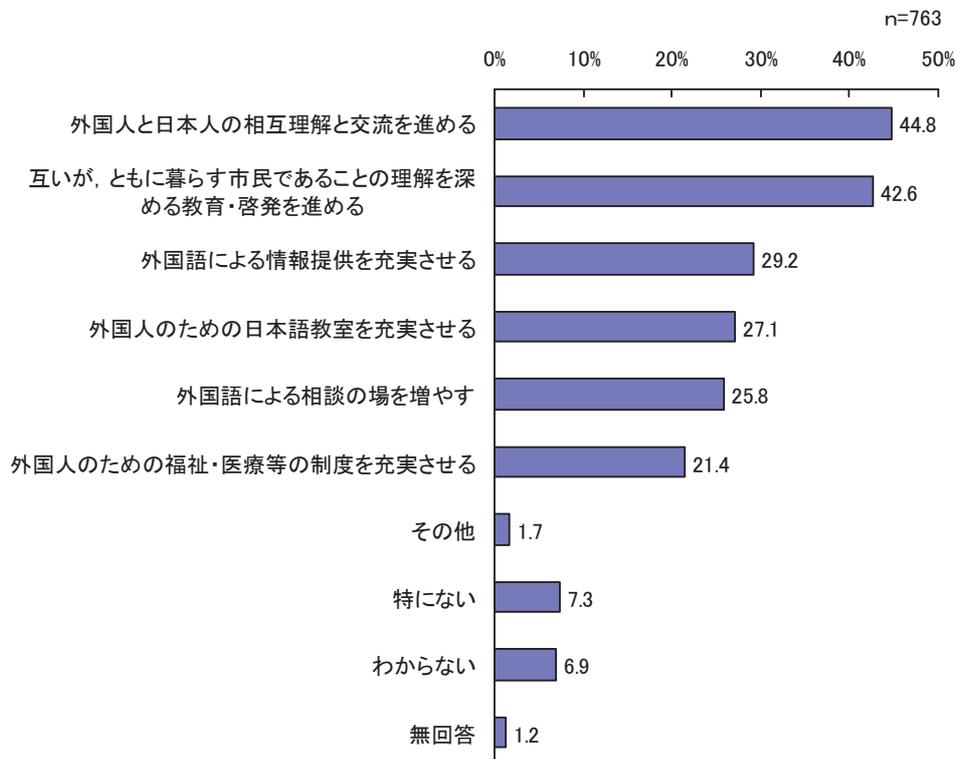
人権に関する意識調査から、外国人の人権について特に問題があると思われることについて、①差別的な発言や行動すること、②外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと、③近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問19)。

また、必要な対策としては、外国人との相互理解と交流、ともに暮らす市民であることの理解を深める教室・啓発を進めること、外国語による情報提供を充実させることが望まれている結果となりました(次頁設問20)。

図一 30 市民設問 19 外国人に関する人権上の問題



図一 31 市民設問 20 外国人の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 共生意識、異文化理解の促進

外国人も暮らしやすく、活動しやすいまちづくりのためには、日本人と外国人の相互理解が重要です。そのために、お互いが異なる文化、習慣、価値観に対する偏見や嫌悪をせず、違いを認め、共生するための意識の向上、異文化理解を促進します。また、広報媒体を利用した様々な国際イベントへの参加促進や、姉妹都市との積極的な交流など、多様な文化にふれあう機会の拡充を図ります。

### イ 暮らしやすい環境の充実

生活に必要な情報について、多言語標記や簡単でわかりやすい日本語での標記など、外国人にも理解しやすい情報提供を促進し、暮らしやすい環境づくりを推進します。また、外国人労働者に対する不当な取り扱いがなされることのないよう、関係機関や事業主との連携の強化に努めます。

## 7 感染症・難病患者等の人権

### (1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進む一方で、様々な病気に関する正しい知識と理解は十分普及しているとはいえません。特に感染症については、「感染する」という特性のため、ややもすると患者の排除につながりかねない側面を持っています。

近年、日本のHIV感染者は増加傾向にあり、平成23(2011)年国内におけるHIV感染者報告数は、1056件で、平成20年、平成19年、平成22年に次ぎ過去4位、エイズ\*患者報告数は、473件で過去最高でした。感染経路では、性的接触、性別では男性、感染地別では国内感染が多数を占めています。エイズはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)というウイルスによって引き起される感染症で、感染経路は限られており、また感染力が弱いため学校・職場・家庭等での日常生活では感染しません。しかし、HIVやエイズに関する誤った知識で、多くのHIV感染者とエイズ患者は職場や社会での差別や偏見に悩んでいます。

ハンセン病\*は、らい菌に感染しただけでは発病することはあまりなく、もし発病した場合でも、治療法が確立しており、完治する病気です。しかし、平成8(1996)年まで続いた「らい予防法」の隔離政策によって、患者の人権は侵害されました。その後、患者の名誉回復や福祉増進などの法整備がされましたが、高齢化した元患者の多くが未だに診療所での生活を余儀なくされています。

難病は、原因が不明で治療方法が確立されておらず、療養が長期にわたるため、経済的、精神的に大きな負担となり、患者や家族は介護やメンタル面、就労等に関する様々な悩みを抱えて生活しています。

このように様々な病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化しますが、患者のおかれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

感染症については、個人における感染予防と感染者への差別や偏見を解消するために、教育や啓発を一層事実させて、正しい認識の普及を図ることが重要です。

人権に関する意識調査から、エイズ患者・HIV感染者の人権について特に問題があると思われることについて①患者・感染者のプライバシーを守らない、②就職の際や職場において不利な扱いをすること、③差別的な発言や行動すること等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問21)。

また、必要な対策としては、エイズ・HIVに関する正しい知識を義務教育の中で教育する、プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実することが望まれている結果となりました(次頁設問22)。

図-32 市民設問21 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題

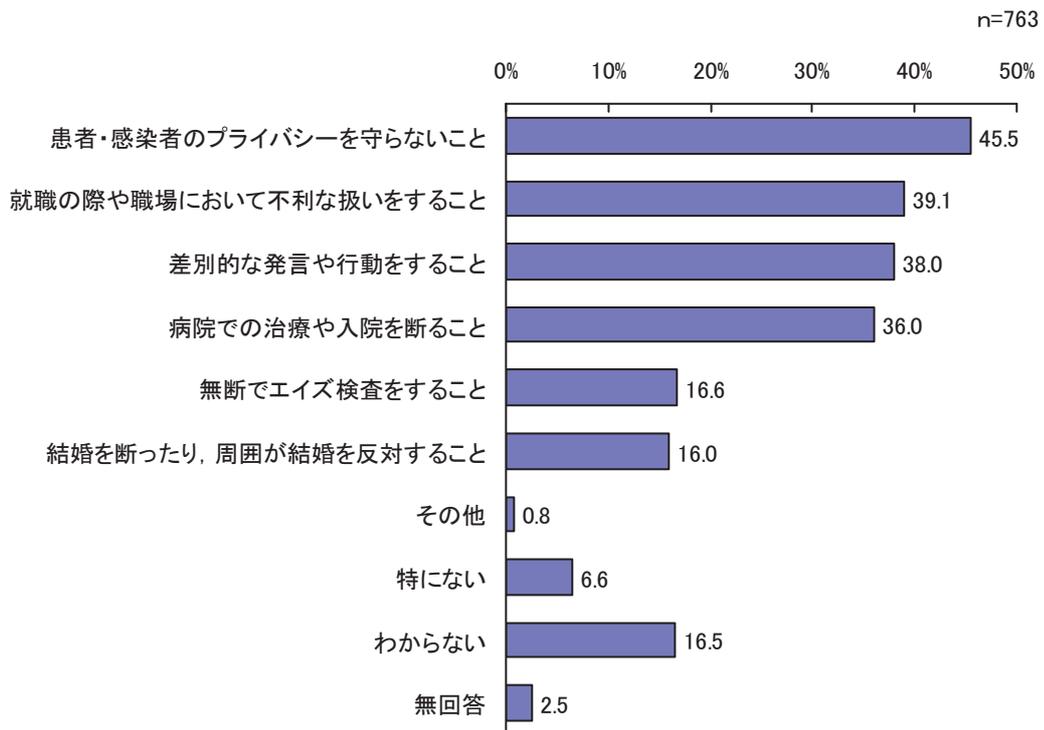
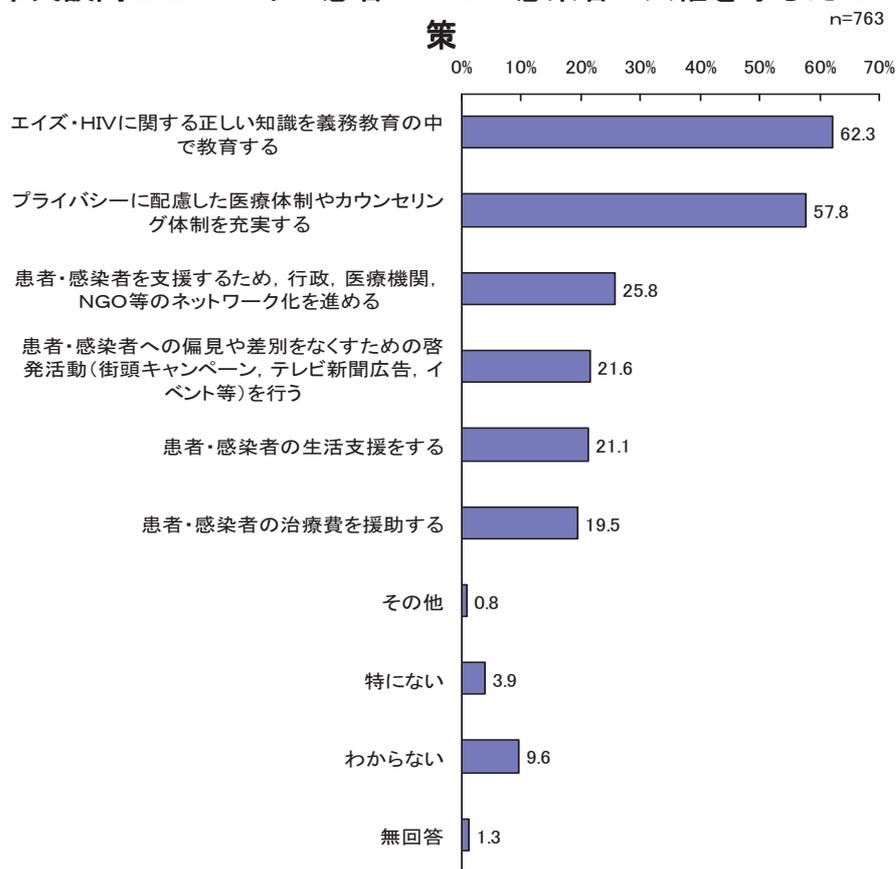


図-33 市民設問22 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 正しい知識の普及・啓発と理解の促進

感染症や難病患者等に対する偏見や差別意識を解消し、患者への理解を深めるために、様々な機会において感染症や難病など病気に関する正しい知識の普及啓発活動に積極的に取り組みます。学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育を推進し、正しい知識の普及を図ります。

### イ 保健所等関係機関との連携

感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談体制は保健所の役割であるため、保健所や医療機関など関係機関と連携していきます。

## 8 刑を終えて出所した人の人権

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人が、社会に復帰し、自立して生活できるようにしていくことが求められています。しかしながら、こうした人は、真摯な更生の意欲がある場合でも、就職に際して差別されたり、住居への入居を拒否されたり、社会生活の様々な場面で困難に直面しているのが現実です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消し、社会参加や社会復帰が円滑にできるよう、更生保護を支える関係機関と連携しながら、啓発活動や支援を行うことが課題です。

人権に関する意識調査から、9.7%の人が「刑を終えて出所した人の人権」に関心があると答えています。

### (2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、更生保護を支える関係機関と連携して、偏見や差別の意識を解消するための啓発を推進します。

## 9 犯罪被害者等の人権

### (1) 現状と課題

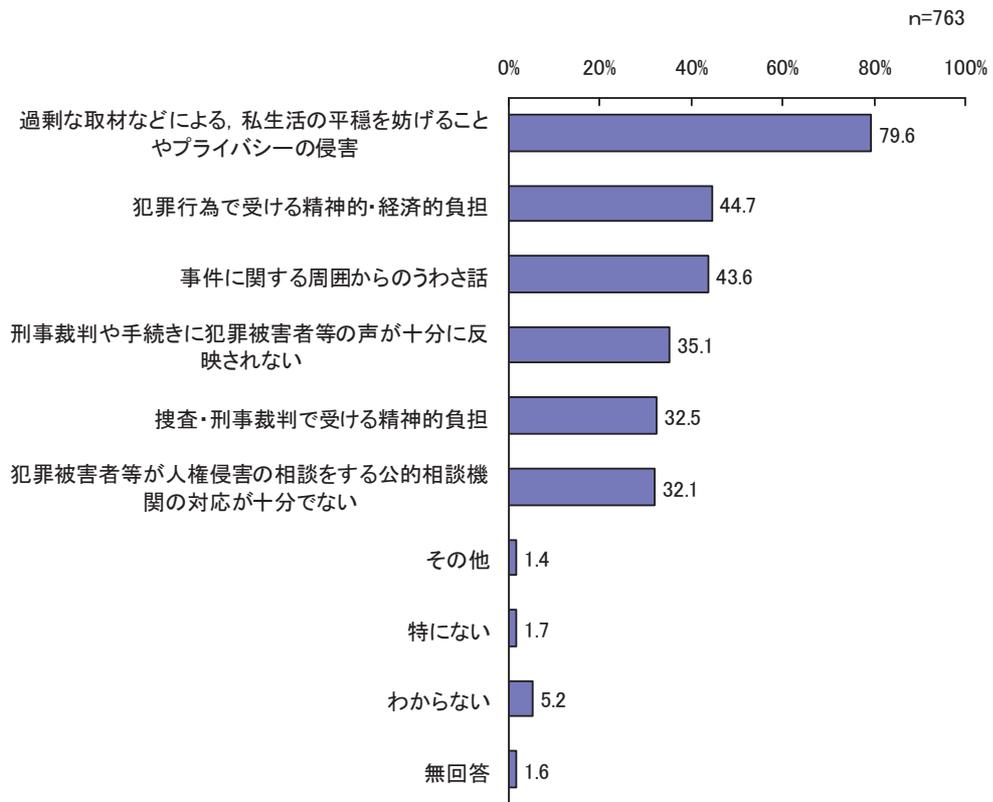
犯罪被害者とその家族の人権を擁護していくことが求められています。犯罪によって、被害者は生命の危機にさらされるだけでなく、精神的にも傷つけられ、被害者のみならず、家族も多大な精神的苦痛をこうむったうえ、経済的理由により生活そのものが破壊されてしまうケースもあります。

さらに、犯罪被害者とその家族がいわれのないうわさや心無い中傷により、傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等、二次的な被害を受けることがあります。こうした状況を踏まえて、国では、平成 17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。制度面での整備だけでなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷、興味本位での報道などが生じることのないよう、犯罪被害者等の人権についての啓発や、相談・支援体制を充実させていくことが課題です。

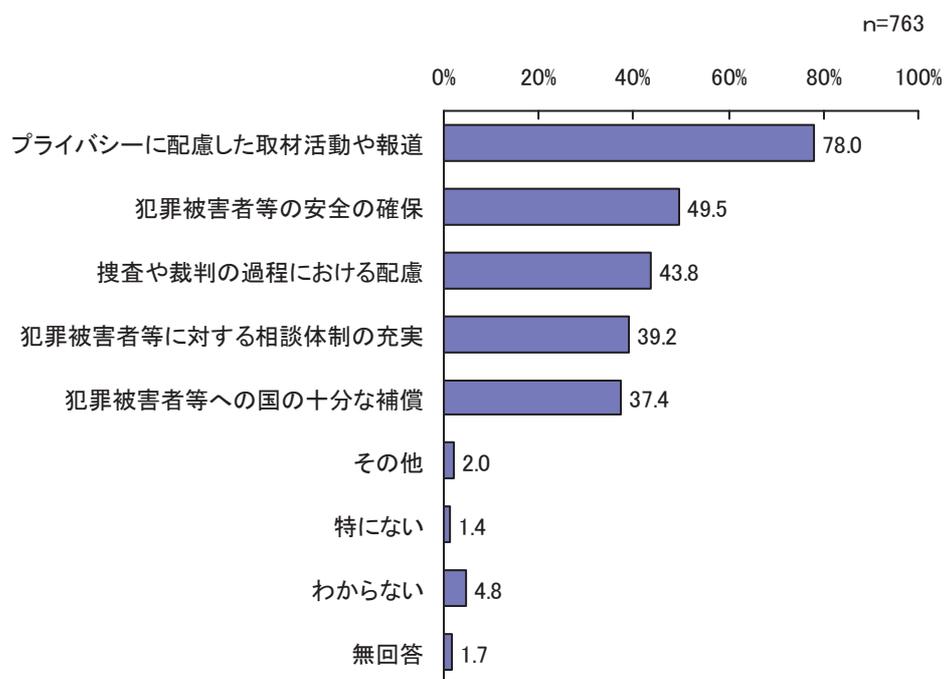
人権に関する意識調査から、犯罪被害者等の人権について特に問題があると思われることについて、①過剰な取材などによる、私生活の平穏を妨げることやプライバシーの侵害、②犯罪行為で受ける精神的・経済的負担、③事件に関する周囲からのうわさ話等の問題があると感じている人が多いことが分かりました（次頁設問 23）。

また、必要な対策としては、取材活動や報道によるプライバシーの保護と安全の確保、捜査や裁判の過程での配慮が望まれている結果となりました（次頁設問 24）。

図一 3 4 市民設問 2 3 犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題



図一 3 5 市民設問 2 4 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要な対策



## **(2) 施策の基本的方向**

犯罪被害者及びその家族には、事件の直接的な被害だけではなく、被害後に生じる精神的な苦痛や身体的な不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的な負担、周囲のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害等の二次的被害が問題となっています。このため、関係機関・団体等の連携を図り、様々な犯罪被害に対する啓発を推進するとともに、被害者の必要に応じて適切な機関を紹介するなどにより、被害者の方の支援に取り組んでいきます。

## 10 インターネット等による人権侵害

### (1) 現状と課題

パソコンや携帯電話・スマートフォンによるインターネットや電子メール等の利用が普及したことにより、情報の収集・発信やコミュニケーションの利便性が大きく向上し、人々の生活は便利で豊かなものとなりました。

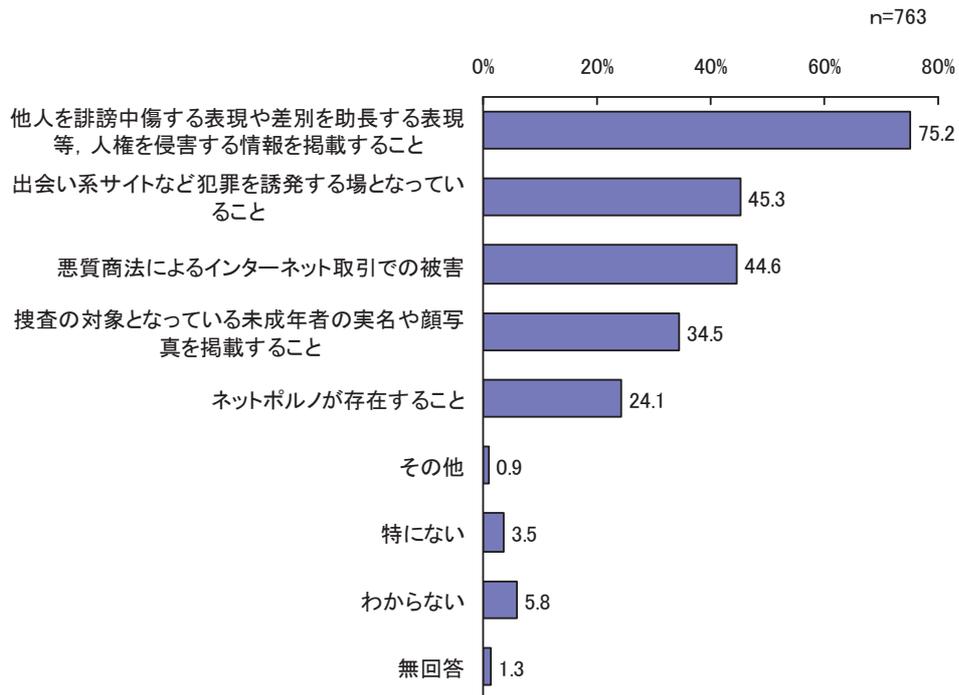
しかし、その一方で匿名による情報発信が可能であることを悪用した、特定の個人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の掲載、暴力や卑わい情報などいわゆる有害情報の発信が問題になっています。

このため、インターネット利用上のルールやマナー、情報の収集・発信における責任やモラル、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を促進するほか、インターネットへの情報掲載により実際に権利を侵害された場合には、情報の削除を促す等プロバイダ等に対して適切な対応を求める方法を周知することが必要です。

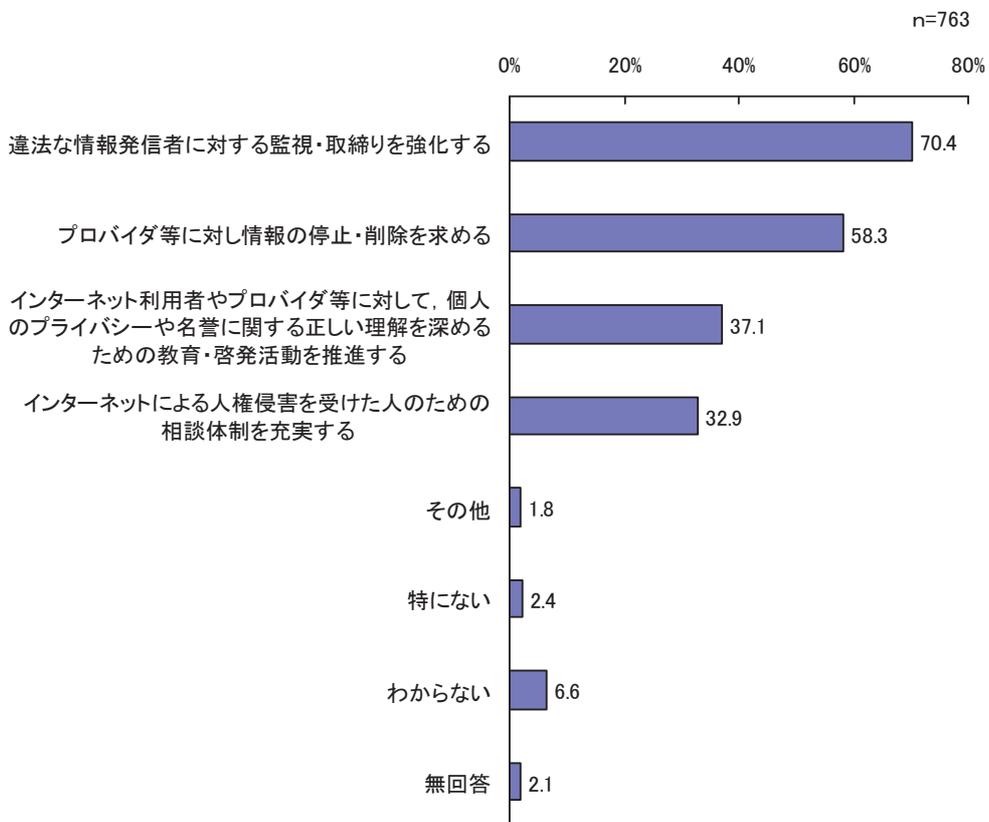
人権に関する意識調査から、インターネットによる人権侵害について特に問題があると思われることについて、①他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること、②出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること、③悪質商法によるインターネット取引での被害等の問題があると感じている人が多いことが分かりました(次頁設問 25)。

また、必要な対策としては、違法な情報発信者の監視・取締り強化、プロバイダ等に対する情報の停止・削除要請、プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進が望まれている結果となりました(次頁設問 26)。

図－３６ 市民設問２５ インターネットに関する人権上の問題



図－３７ 市民設問２６ インターネットによる人権侵害を防ぐために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 情報モラルの向上

インターネットや携帯電話等の正しい使い方を理解し、人権侵害の加害者にも被害者にもならないよう、インターネット利用上のルールやマナー、情報の収集・発信における責任やモラル、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解などについての啓発に努めます。

また、インターネット上の人権を侵害する情報について、プロバイダ等に有害情報の削除等適切な対応を求める方法の周知に努めます。

### イ 学校における情報教育の推進

学校において情報に関する教育を行い、早期に情報化社会への意識を深めます。膨大な情報の中から課題や目的に応じて情報を適切に判断できる能力の育成を図ります。

また、知的所有権やプライバシー保護の知識、有害情報やネットワーク犯罪への影響を理解し、情報モラルの必要性を身に付けるよう努めます。

さらに、インターネットによる人権侵害の発生を抑制するために、情報の発信・伝達には、それを受け取った人が分かり易くかつ不快な思いをさせないように情報教育を推進します。

## 1 1 その他の人権問題

### (1) 現状と課題

これまで述べてきた人権課題のほかにも、「北朝鮮当局による人権侵害問題」や「性同一性障がい<sup>\*</sup>を理由とする人権問題」「ホームレスの人々の人権問題」等があり、また今日では、福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、新たな人権問題も発生しています。

これらの様々な人権問題について、一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち問題を解決していくとともに、新たな人権問題に取り組んでいくことが課題となっています。

### (2) 施策の基本的方向

上記で述べた人権問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、全ての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容・実態に応じて取り組んでいきます。